



平成30年度スポーツリーダー養成講習会
兼スポーツ少年団認定員養成講習会開催要項

1 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」養成を目的として、日本スポーツ少年団と共催により開催する。

併せて本講習会は、「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域・市区町村においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」養成講習会を兼ねる。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

公益財団法人香川県スポーツ協会 香川県スポーツ少年団

高松市スポーツ少年団

三木町スポーツ少年団

丸亀市スポーツ少年団

3 後援 スポーツ庁

4 会場・期日

開催コース	期 日	会 場	
1 高松市スポーツ少年団 TEL 087-823-2311 FAX 087-822-0120	H30 11/17(土)~18(日) 申込締切 10/13	香川県青年センター	高・国分寺町国分 1009 TEL 087-874-0713
2 三木町スポーツ少年団 TEL 087-891-3314 FAX 087-898-1994	H30 12/8(土)~9(日) 申込締切 11/2	三木町農村環境改善センター	木・三木町水上 370-2 TEL 087-891-3318
3 丸亀市スポーツ少年団 TEL 0877-24-6251 FAX 0877-24-7966	H30 12/22(土)~23(日) 申込締切 11/16	丸亀市民体育館	丸・金倉町 924-1 TEL 0877-24-6251
4 香川県スポーツ少年団 TEL 087-833-1580 FAX 087-833-1583	H31 1/12(土)~13(日) 申込締切 11/30	香川県青年センター	高・国分寺町国分 1009 TEL 087-874-0713

5 申込み

(1) 上記4コースから希望コースを選び、別紙申込用紙にて、申込締切日10日前までに登録市町スポーツ少年団事務局へ申し込む。(直接受講希望コースへ申し込むのではなく、必ず登録市町を経由すること。また、申込み後の欠席、コース変更はできるだけ早く連絡すること。)

(2) 香川県軟式野球連盟学童部所属スポーツ少年団についても、昨年度からは登録市町スポーツ少年団事務局に申し込むようになっている。

(3) 開催コース事務局より、約2週間前に決定通知(日程表・諸注意)とテキストを送付する。申込締切日と開催日が年末年始を挟むコースはこの限りではない。

(4) 定員オーバーのコースについては、調整の上、他コースへ変更してもらう場合がある。

6 参加条件及び参加人数

- (1) 本年度、市町スポーツ少年団に指導者登録している者
- (2) 次年度に、市町スポーツ少年団に指導者登録が見込まれる者
- (3) 本年度は、4コースとも定員は50名程度とする。

7 養成科目および実施方法

(1) 養成科目

科目 (内容)	時間数 (H)		
	集合講習	自宅学習	計
1 スポーツ少年団の理念とその意義	1.0		1.0
2 スポーツ少年団の組織と運営	1.0		1.0
3 運動適性テスト	1.5		1.5
4 指導者の役割 I	2.0	3.0	5.0
5 文化としてのスポーツ	1.0	2.25	3.25
6 トレーニング論	1.0	2.25	3.25
7 スポーツ指導者に必要な医学的知識 I	2.0	4.5	6.5
8 スポーツと栄養	1.0	1.5	2.5
9 指導計画と安全管理	1.0	2.25	3.25
10 ジュニア期のスポーツ	2.0	3.0	5.0
11 地域におけるスポーツ振興	0.5	2.25	2.75
合計	14.0	21.0	35.0

(2) 実施方法 1コースにつき、11科目 14時間の集合講習と自宅学習(21時間)を実施する。

8 教材・準備物

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が発行する『スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキストおよびワークブック』（自宅学習用に事前に配布するので住所は、棟、号室、〇〇様方まで正確に書いておくこと。各1部で1セットとし、1,080円、テキスト注文後は、欠席の場合も徴収する。）
- (2) 筆記用具・運動のできる服装・体育館シューズ
- (3) 昼食は各自で準備する。

9 検定試験 集合講習終了後に、検定試験を実施する。

10 参加料 2,160円(当日、受付にてテキスト代と併せて3,240円を納入する。)

11 資格認定

- (1) 本年度指導者登録をしている者で、本講習会の全課程を修了し、検定試験に合格した者に対して、香川県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章および指導必携書を交付する。併せて「公益財団法人日本体育協会公認スポーツリーダー」資格を付与する。
- (2) スポーツ少年団未登録の参加者に対しては、次年度の指導者登録を確認できた場合のみ、資格認定を行う。(平成31年9月下旬頃交付予定)
- (3) 上記認定にあたっては、日本スポーツ少年団において認定料を必要としない。